

日本赤十字広島看護大学における公的研究費の不正防止に関する取扱要領

(目的)

第1条 公的研究費の不正防止に関する取扱いについては、日本赤十字広島看護大学公的研究費運営・管理規程(平成19年度11月1日施行)(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この取扱要領による。

(定義)

第2条 この要領において「研究費の不正使用」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらに加担することをいう。

- (1) 虚偽の申請により物品費などを本学及び資金配分機関に支払わせること。
- (2) 虚偽の申請により出張旅費等を本学及び資金配分機関に支払わせること。
- (3) 虚偽の申請により研究補助員等の報酬を本学及び資金配分機関に支払わせること。
- (4) 架空の取引により本学及び研究費を配分した機関(以下「資金配分機関」という。)に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- (5) 法令、資金配分機関が定める要領及び本学の規程等に違反する経費に使用すること。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第3条 最高管理責任者は、規程第12条第1項に定める不正防止計画を策定したときは、部局責任者に通知し実施させるものとする。

- 2 部局責任者は、事業年度ごとに、不正防止計画の実施状況について、最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、報告内容が不相当と認める場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。

(不正行為に係る申立て)

第4条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、規程第16条第1項に定める通報窓口を通じ、申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した別紙様式第1号の申立書を通報窓口に提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第5条 最高管理責任者は、前条の通報窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査を統括管理責任者に命ずることができる。

(予備調査)

第6条 統括管理責任者は、第4条による申立てを受理した場合又は前条により調査を命じられた場合は、速やかに予備調査を実施する。

- 2 統括管理責任者は、予備調査の実施にあたっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。
- 3 統括管理責任者は、必要があると認めるときは、調査対象者から事情聴取を行うことができる。
- 4 第1項の予備調査は、原則として申立てを受理した日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 5 統括管理責任者は、予備調査の終了後、当該調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 統括管理責任者は、前項の予備調査の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(本調査)

第7条 前条の報告により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、最高管理責任者は、速やかに本調査を実施しなければならない。

- 2 前項の目的のため、最高管理責任者は、必要に応じて調査委員会を置くことができる。調査委員会は3名以上の委員で構成し、最高管理責任者が委員を任命する。
- 3 調査委員会は、本調査の実施にあたっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。
- 4 調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 5 調査委員会は、本調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(判定)

第8条 最高管理責任者は、前条の調査の結果をもとに、不正行為の有無及び程度について判定を行う。

- 2 最高管理責任者は、判定にあたっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 最高管理責任者は、第1項の判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(異議申立て)

第9条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、通報窓口を通じ、最高管理責任者に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、別紙様式第2号の異議申立書を通報窓口へ提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

第10条 最高管理責任者は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、3名以上の委員で構成し、最高管理責任者が委員を任命する。但し、調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 3 不服審査委員会は、前条の異議申立てについて、第8条の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について判定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(不服申立てによる再調査)

第11条 最高管理責任者は、不服審査委員会が再調査の必要があると認めるときは、調査委員会に対し、速やかに再調査を命ずるものとする。

- 2 調査委員会は、前項により再調査を命ぜられたときは、第7条の規定を準用

して再調査を行わなければならない。

- 3 最高管理責任者は、調査委員会より報告された再調査結果をもとに判定を行わなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前項の判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。
- 5 申立者及び調査対象者は、第3項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第12条 最高管理責任者は、第8条（異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第3項）の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

2 最高管理責任者は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する勧告
- (2) 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知
- (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
- (4) その他不正行為の排除のために必要な措置

3 最高管理責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

(調査対象者の保護)

第13条 最高管理責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立て又は第5条に係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第14条 最高管理責任者は、第6条から第8条及び第10条から第11条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第15条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本学の教員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 不正行為に係る申立てに関する業務にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第18条 最高管理責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、必要な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名公表や懲戒処分、刑事告発が有り得ることを周知する。

3 最高管理責任者は、調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第19条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。